

議 第 5 8 号

令和 4 年 7 月 2 8 日 提出

熊本市学校給食運営協議会の委員の委嘱について

熊本市学校給食運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

( 提出理由 )

熊本市附属機関設置条例（平成 1 9 年条例第 2 号）第 3 条及び熊本市学校給食運営協議会運営要綱（令和 2 年（ 2 0 2 0 年）8 月 1 9 日制定）第 3 条第 2 項の規定により熊本市学校給食運営協議会の委員を委嘱するため熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 2 号に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

《抜粋》

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。

第3条 協議会は、16名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品衛生監視員
- (3) 市PTA協議会代表者
- (4) 校長代表者
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (6) 給食技師代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。

令和4年度 熊本市学校給食運営協議会委員（案）

氏 名	所属団体・役職等	備考
川上 育代 秋吉 澄子	尚綱大学 生活科学部 栄養科学科 教授（学識経験者） 尚綱大学 短期大学部 食物栄養学科 准教授（学識経験者）	新任
小池 江梨子	健康福祉局保健衛生部食品保健課技術主幹兼主査（食品衛生監視員）	再任
北里 隆明 出田 真都夏	熊本市PTA協議会 会計理事 熊本市PTA協議会 副会長	新任
川口 葉子	熊本市PTA協議会 副会長	再任
香山 悟 元田 晋也	熊本市立中学校校長代表（熊本市立桜木中学校長） 熊本市立中学校校長代表（熊本市立湖東中学校長）	新任
一井 治代 藤高 ちよ	熊本市立小学校校長代表（熊本市立奥古閑小学校長） 熊本市立小学校校長代表（熊本市立山本小学校長）	新任
宮寄 真理子 桐原 智津子	熊本市立錦ヶ丘中学校 栄養教諭 熊本市立健軍小学校 栄養教諭	新任
井村 貴志	熊本市立田原小学校 副主任	再任
竹田 由美 古上 理恵	熊本市立一新小学校 副主任 熊本市立向山小学校 副主任	新任
松下 みゆき 池田 恵美	公募委員	新任

（任期）令和4年（2022年）9月1日～令和6年（2024年）3月31日

## 熊本市学校給食運営協議会運営要綱

制定 令和2年(2020年)8月19日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 学校給食の運営に関すること
- (2) 給食費に関すること
- (3) その他教育長が協議会において行うことを必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、16名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品衛生監視員
- (3) 市PTA協議会代表者
- (4) 校長代表者
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表者
- (6) 給食技師代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満

了日より前にすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)8月19日から施行する。